

滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、介護ロボットの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着を促進するとともに、介護サービスの質の向上に資するため、予算の範囲内において、介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの指定または許可を滋賀県内で受け、介護サービスを提供する事業者とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助対象事業は、前条に規定する介護サービスの指定または許可を受けた滋賀県内の施設・事業所において、次に掲げる介護ロボット等を導入する事業とする。なお、本事業において介護ロボットの導入・活用または見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

（1）介護ロボット

補助対象機器は、別表1に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、補助対象経費は、介護ロボットの導入のための購入およびリースにかかる経費（設置工事費、保険料、メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）とする。

なお、機器の導入方法がリースによる場合は、3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合において対象となる経費は、初期費用と申請する年度分のリース料の総額とする。

（2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費（メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）とし、次のアからウまでを対象とする。なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

ア Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等。）

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護ロボットの導入に伴う経費

ア 1 機器につき、前条第1号に該当する経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額

①区分	②補助率
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	4分の3
ii 上記以外の事業所に補助する場合	2分の1

イ アで算出した額と、以下の表の第1欄に定める介護ロボットに応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 介護ロボット	2 基準額
移乗支援（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

ア 1 事業所につき、前条第2号に該当する経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額

①区分	②補助率
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	4分の3

イ アで算出した額と750万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 寄付金その他の収入があるときは、交付額の算定にあたり、補助対象経費から当該寄付金その他収入金額を控除する。

2 この補助金の交付回数は、前項第1号については一事業計画につき1回、前項第2号については一事業所につき1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請は、別記様式第1号に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた年度の3月31日までに介護ロボット等の導入を完了させること。また、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口相談すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（事業の目的および内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（別記様式第2号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、購入により導入した介護ロボットおよび見守り機器の導入に伴い整備した通信機器を3年を経過せずに処分した場合、または介護ロボットをリースにより導入した場合で、その契約を3年を経ずに解除した場合は、既に交付を受けた補助金を全額返還しなければならないこと。ただし、リースにより導入した介護ロボットを購入するために、介護ロボットのリースにかかる契約を解除した場合は、この限りではない。
- (6) 補助事業により導入した介護ロボットおよび見守り機器の導入に伴い整備した通信機器については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により導入した価格が30万円以上の介護ロボットおよび見守り機器の導入に伴い整備した通信機器（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄（以下「処分」という。）してはならないこと。

- (8) 知事は、前号の承認をする場合において、原則として取得財産を処分した時から財産処分制限期間を経過するまでの期間に相当する分を返還させることができること。また、処分により収入があった場合には、その全部または一部を県に納付させることができること。
- (9) 補助事業に係る収入および支出との関係を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助事業に係る収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の提供を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業により導入する介護ロボットおよび見守り機器の導入に伴う通信環境の整備については、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 知事は、前各号の条件のいずれかに違反した場合または第8条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、これを返還させることができること。

（事業実績報告）

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、別記様式第4号に関係書類を添えて、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内または補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

（導入効果の報告等）

第8条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業により導入した介護ロボットおよび見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の導入効果を知事等に報告するとともに、他事業者からの照会等に応じなければならない。

2 前項の報告は、導入年度の内容を導入翌年度は、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に、導入翌年度以降3年間は、知事に毎年4月末日までに行うものとする。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知するものに従うこと。

3 知事は、補助事業者から前項の報告があったときは、その内容を公表するものとする。

（報告の徴取等）

第9条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、または関係職員に質問させ、もしくは補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

(協力の要請)

第10条 知事は、補助事業者に対し、介護ロボットの導入促進に向けて県が実施する介護ロボットの活用状況の調査、広報、見学等への協力および研修会等への参加を求めることがある。

(標準処理期間)

第11条 標準処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助事業の変更承認申請または中止（廃止）の承認申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に承認を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条第1項第2号の規定に基づく変更の申請および第7条の規定に基づく実績報告については滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第13条 規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

1 目的要件

日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

2 技術的要件

次のアまたはイのいずれかに該当すること。

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

イ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

3 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。